

## 大分大学大学院教育学研究科各種委員会規程

平成29年3月15日制定  
平成29年教育学研究科規程第1号

### (設置)

第1条 大分大学大学院教育学研究科の管理運営を円滑に行うため、別表の委員会名の欄に規定する委員会を置く。

### (審議事項等)

第2条 委員会の審議事項、構成員及び事務担当は、別表の審議事項、構成員及び事務担当欄に規定するとおりとする。

### (指名等)

第3条 各委員会の委員のうち、職名指定以外の委員は、教育学研究科委員会の議を経て、研究科長が指名する。

- 2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、別表の委員長の欄に規定する者をもって充てる。

- 2 前項の委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

### (会議の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

### (委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

### (部会)

第8条 委員会に、専門的事項の調査、検討等を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び検討事項等に関し必要な事項は、当該委員会が別に定める。

### (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第1条，第2条，第4条関係）

大分大学大学院教育学研究科各種委員会

委員会名	審議事項	構 成 員			事務担当	備考
		委員長	職 指 定	第3条第1項に規定する委員		
学務委員会	1 教務に関する事項 2 非常勤講師等の任用計画に関する事項 3 教育課程の見直し及び実施に関する事項 4 研究科のカリキュラムの開発に関する事項 5 入学者選抜方法等及び入学者選抜試験実施に関する基本的事項 6 入学者選抜方法に関すること 7 学生生活に関する事項	学務委員長		教職開発専攻 学校経営コース 1人 教職開発専攻 教職実践コース 1人 学校教育専攻 学校教育コース 2人 学校教育専攻 臨床心理学コース 1人	学務係	
コース代表者会議	研究科運営に関し，コース間の協議等が必要とする事項	研究科長	学務委員長	教職開発専攻 学校経営コース代表 1人 教職開発専攻 教職実践コース代表 1人 学校教育専攻 学校教育コース代表 1人 学校教育専攻 臨床心理学コース代表 1人	総務係	
専修代表者会議	教育学研究科運営に関し，専修間の協議等が必要とする事項	研究科長	教務委員長 学生生活委員長	各専修代表 1人	総務係	
臨床心理実習委員会	臨床心理実習の運営に関する事項	臨床心理コース代表	臨床心理基礎実習担当教員 臨床心理実習担当教員		学務係	
臨床心理実習運営協議会	臨床心理実習の運営に関する事項	研究科長	臨床心理基礎実習担当教員 臨床心理実習担当教員 臨床心理応用実習担当教員		学務係	
心理教育相談室運営委員会	1 心理教育相談室の運営に関する事項 2 相談業務，教育・訓練及び調査・研究の基本方針に関する事項	心理教育相談室長	副学部長 臨床心理学コース担当教員	研究科長が必要と認める者若干名	学務係	